

答 申 書

令和7年12月

野木町上下水道料金等審議会

はじめに

上下水道事業は、公共の福祉の増進を目的とする地方公営企業として、「独立採算の原則」に基づき運営していく必要がある。水道事業は、住民への安定した給水を確保することを使命とし、適正な水準で適正な対価により、継続的にサービスを提供することが求められている。一方、下水道事業は、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全を目的としており、し尿や生活排水を適切に処理することにより、感染症の抑制や害虫の発生源の除去など、住民の生活基盤を支える重要な役割を担っている。しかし近年、人口減少や節水機器の普及による水需要の減少、物価高騰や施設老朽化に伴う費用増加など、上下水道事業を取り巻く環境は全国的に厳しさを増している。このような状況を踏まえ、令和6年11月18日、野木町長から本審議会に対し、「適切な水道料金の水準について」及び「適切な下水道使用料の水準について」の諮問があった。本審議会では、上下水道事業を将来にわたり持続的に運営することを目的として審議を重ね、その結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

1 水道料金の見直しについて

(1) 水道事業の現状と課題

野木町水道事業の経営状況は、平成28年度以降、有収水量が減少傾向にある。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な水需要の増加で増収となったが、令和4年度以降は再び減少し、元の水準に戻っている。現在は、1 m³当たりの給水収益単価（供給単価）が、1 m³当たりの給水原価を下回り、料金収入では必要経費を賄えない状況であり、令和4年度から3年連続で純損失を計上している。

管路施設については、昭和49年に敷設された管をはじめ、既に耐用年数を超過したものが存在しており、さらに、今後10年間で約36 kmが耐用年数を迎える見込みである。施設更新には多額の費用が必要となるが、経営が赤字基調にある現状では、更新費用の大部分を借入に頼らざるを得ない。

令和5年度末の借入残高は6億5千万円であり、このままの経営を続ければ令和11年度には約2.3倍の14億9千万円に達する見込みである。借入金の増加は将来的に資金繰りを圧迫し、内部留保資金の減少を招き、事業の持続性を損なうおそれがある。現行料金は、消費税率改定を除けば平成元年度以来36年間据え置かれており、物価や人件費、資材費の上昇を鑑みると、現状に即していない。このため、料金水準の適正化は喫緊の課題である。

(2) 水道料金改定の水準

当審議会では、現行料金を維持した場合、赤字が拡大し経営の健全性が損なわれると予測されることから、地方公営企業の経営原則である「独立採算制」を踏まえ、適正な料金水準の確保について審議を行った。料金水準の算定にあたっては、総括原価方式により、令和7年度から令和11年度までの5年間に必要な原価を算定した。

総括原価方式とは、公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき、減価償却費などの現金支出を伴わない費用も含めて、料金収入総額を設定する方法である。この方式では、水道料金で賄うべき費用として、維持管理費、利息のほか、将来の資産更新のための資産維持費を加えることとしており、その標準値は算定要領で3%と示されている。ただし、野木町の水道事業では、消費税改定を除き36年間料金を据え置いてきた経緯があるため、資産維持費を一度に反映させると、料金の急激な上昇を招くおそれがある。このため、今回は資産維持費の計上を見送り、算定を行った。その結果、平均供給単価で約25%の引き上げが適当であると判断した。これにより、赤字の改善と内部留保資金の確保が図られる見込みとなる。

(3) 水道料金の体系

ア 料金体系の選定

野木町では「用途別料金体系」を採用しているが、実際の料金設定では用途による差を設けていない。したがって、形式上は用途別であるものの、実際には用途にかかわらず同一の料金となっている。

「用途別料金体系」は、使用目的が料金設定の根拠となり、生活用や業務用などによって料金が変わる。そのため、同一の口径（同一の給水能力）であっても用途により差が生じる可能性がある。

一方、「口径別料金体系」では、使用する口径の大きさに応じて料金を区分するため、料金設定の基準が明確であり、給水装置の能力に応じた費用負担の公平性が確保される。これにより、「用途別料金体系」と比較すると、料金体系の明確性及び公平性の両面において、より適正な仕組みとなる。

公益社団法人日本水道協会の調査によると、令和6年4月1日現在、全国において「口径別料金体系」は全体の61.6%を占めており「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に移行する自治体が増加している。

これらを踏まえ、公平な費用負担及び明確な料金設定とするため、現行の「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に移行することが適当であると考えます。

イ 基本水量制の廃止

野木町の水道料金では、基本料金に10m³の基本水量が含まれている。

基本水量制とは、「公衆衛生の向上や生活環境の改善」を目的として、基本料金に一定の水量を含め、町民が最低限の生活用水を確保できるようにするための制度である。しかし近年、核家族化や単身世帯の増加により、基本水量に満たない使用者が増加しており、料金の公平性の観点から課題が指摘されている。

算定要領においても、「基本水量を付与する料金は料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする」とされており、野木町としても緩和措置を講じつつ、基本水量制を廃止することが妥当である。

ウ 基本料金と従量料金

人口減少や節水機器の普及などにより、水需要が減少傾向にある中で、安定した経営を行うためには、平均25%の料金引き上げが適当と考えるが、現行の料金体系では「用途別料金体系」を採用していることから、少量使用者層の負担が少なくなっている。

「口径別料金体系」への変更や基本水量制の廃止を踏まえた場合、使用する口径によって改定率の大きな偏りが生じるため、激変緩和の措置を講じることが適

当である。

そのため、逦増性の従量料金を設定し、口径間による改定率の偏りを抑制した、次に示す料金体系が望ましい。

(税抜)

口径	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)	
		1 ~ 10 m ³	11 m ³ ~
13 mm	910円	30円	152円
20 mm	1,080円		
25 mm	1,180円		
30 mm	1,330円		
40 mm	1,830円		
50 mm	4,140円		
75 mm	5,950円		
100 mm	8,550円		

(4) 料金改定の時期

野木町の水道事業は、長期間にわたり料金を据え置いてきた結果、令和4年度以降は料金回収率が100%を下回り、純損失が継続している。これは、サービスの対価である料金収入だけでは事業を維持できない状況であり、地方公営企業として早急な是正が求められる。料金引き上げによる家計への影響を考慮すれば慎重な判断が必要であるが、物価高騰や人口減少による水需要の減少を踏まえると、改定時期を先延ばしすることは結果的に改定幅の拡大につながる。一方、消費税改定を除けば平成元年度以来の改定となるため、十分な周知期間を確保し、使用者の理解を得ることが重要である。これらを総合的に勘案し、周知期間を考慮したうえで、改定時期を令和8年10月1日とすることが適当である。

2 下水道使用料の見直しについて

(1) 下水道事業の現状と課題

野木町の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業の二つで構成され、いずれも同一の使用料体系のもとで運営されている。

コロナ禍では一時的に家庭での水使用量が増加し増収となったものの、人口減少や節水機器の普及により、今後は減収傾向が続く見込みである。

現状では、汚水処理に要する経費が下水道使用料収入を上回り、不足分を一般会計からの基準外繰入金で補う状況が常態化している。基準外繰入金は下水道を利用していない町民の税金が投入されているため、公平性の観点から削減に努める必要がある。

下水道管路のうち、昭和 57 年に建設された区間が存在し、今後 10 年間で延長約 15km が耐用年数を迎える見込みである。今後、施設の更新に向けた財源の確保が求められるなか、下水道事業は多額の整備費用を要する特性があり、現在約 37 億円の借入金残高を抱え、毎年約 3 億 8 千万円の返済を行っている。

現行の使用料体系は、消費税改定を除けば平成 9 年度以来 28 年間変更されておらず、利用者負担として適正な下水道使用料の水準となっているか、慎重に議論を進めた。

(2) 下水道使用料改定の水準

現行水準を維持した場合、一般会計からの基準外繰入金に依存した経営とならざるを得ないことから、当審議会では「独立採算制」の実現を目標に、適正な使用料収入の確保について審議を行った。

検討では、基準外繰入金を前提とせず、総括原価方式による算定かつ、借入金返済に要する資金不足分を加味した試算を行った結果、経費回収率を 100%以上の達成及び資金不足の解消をするには、現行水準から約 71%引き上げることが必要と判断された。

これは、多額の設備投資を必要とする下水道事業の特性として、借入金残高が高水準となる傾向や、平成 9 年度以降消費税改定を除き使用料を据え置いてきたことが主な要因である。

試算通りの改定では町民生活への影響が大きいことから、改定率の緩和を考慮して議論を重ねた。その結果、算定期間の平均供給単価を基準に約 25%の引き上げとすることで、町民生活への影響を抑制しつつ、水道料金と同水準で町民に理解されやすく、基準外繰入金の抑制を図ることが可能であると判断された。

(3) 下水道使用料の体系

ア 使用料体系の選定

野木町は現在、「二部使用料制」及び「累進使用料制」を採用している。

累進使用料制は、大口需要家による使用量の変動が下水道事業全体の経費に与える影響を調整するため、使用量の増加に応じて単価を高く設定するものである。大量排水者は、固定費の負担割合が相対的に増加する傾向にあることから、この制度を採用している。

公益社団法人日本下水道協会の調査によれば、全国の約77%の自治体が累進使用料制を採用している。これらの状況も踏まえ、本町においても「二部使用料制」及び「累進使用料制」を継続することが適当であると考える。

イ 基本水量制の廃止

野木町の下水道使用料では、基本料金に10^mの基本水量が含まれている。

基本水量制は、日常生活において最低限必要な排出量を考慮するために設けられた制度であるが、基本水量の範囲内での使用者間に負担の不公平が生じるなどの課題がある。国の方針でも、この制度の廃止が望ましいとされている。

これらを踏まえ、激変緩和措置を講じたうえで、基本水量制を廃止することが適当である。

ウ 基本使用料と従量使用料

水道事業と同様に、人口減少や節水機器の普及などにより水需要が減少傾向にある中で、安定した経営を確保するためには、利用者全体の使用料の底上げが必要である。

「二部使用料制」及び「累進使用料制」については、これまでどおりとするが、基本水量制の廃止により改定率に偏りが生じるおそれがある。このため、使用者間の影響の差を緩和することを念頭に検討した結果、次に示す使用料体系が望ましいと考える。

(税抜)

種別	基本料金	従量料金	
		汚水量	金額 (1 m ³ につき)
一般用	1, 090円	1 ~ 10 m ³	30円
		11 ~ 20 m ³	150円
		21 ~ 50 m ³	160円
		51 ~ 100 m ³	170円
		101 m ³ ~	180円
臨時用		1 m ³ につき	180円

※農業集落排水事業も同一

(4) 使用料改定の時期

野木町の下水道事業については、供用開始から長期間にわたり下水道使用料が据え置かれており、使用料回収率は100%を下回っているため、不足している財源を一般会計から補てんしている状況が続いている。

地方公営企業法においては「独立採算制」が経営の原則とされており、下水道という重要な社会基盤を担う公営企業として、早急な経営改善が求められる。

使用料の引き上げは住民の家計に直接影響を及ぼすことから、慎重な判断が求められる。しかしながら、近年の物価上昇に伴う維持管理費の増加や、人口減少による使用水量の減少を踏まえると、使用料改定の先送りは、将来的により大きな改定幅を招くおそれがある。

一方で、今回の改定は消費税率改定を除けば初めての実質的な改定であるため、利用者に十分な周知期間を設け、理解が得られるよう努めることが重要である。

これらの点を総合的に勘案し、周知期間を確保した上で早期の対応を図るため、改定時期は令和8年10月1日とすることが適当である。

3 附帯意見

(1) 上下水道事業の定期的な見直し

料金等の算定期間は、一般的に3年から5年程度に設定されている。しかし、今後の物価動向や社会情勢の変化は予測が困難であるため、経営の不安定化が懸念される場合には、期間を待たずに見直しを行うことが適当である。

また、見直しに際しては、経営指標や物価動向等を踏まえた明確な判断基準を設定し、透明性の高い手続きを確保することが求められる。

(2) 料金改定の周知徹底

水道事業および下水道事業において、今回の改定率は比較的高い水準となっている。このため、町として積極的に広報活動を展開し、改定の理由や背景、今後の見通し等について住民に分かりやすく説明し、理解を深めてもらえるよう努めることが重要である。

特に、広報紙、ホームページ等の多様な手段を活用し、タイムリーかつ丁寧な情報提供を行うことが望ましい。

(3) 業務改善、経営健全化の推進

水道料金等は町民生活に密接に関わるものであり、その影響は大きい。このため、財政収支の改善にあたっては、料金等の改定のみには依存するのではなく、業務の効率化や経営の合理化を推進することにより、経費の削減と経営の安定化を図ることが重要である。

さらに、設備更新計画の最適化やデジタル技術の活用などを通じ、持続可能な経営基盤の確立に向けた長期的なコスト削減策を検討することが求められる。